

## 部会長選任に関する内規(案)

令和4年3月22日に開催した理事会において、部会長及び副部会長の選任について次のように決議した。

(選任)

1. 部会長及び副部会長の選任は部会の互選とする
2. 部会長の選任にあたっては所属企業の承認を得る

(任期)

1. 部会長の任期は原則 2 年とする
2. 事業継続等の理由により任期の継続を要する場合は 1 年ごとの延長を可能とし最長 4 年を限度とする

令和4年3月22日  
理事会承認